

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になってすぐに、私の父が国民年金への加入手続をしてくれ、当時は学生だったので、父が国民年金保険料を納付してくれた。父は、自分たち夫婦の保険料と私の分を一緒に納付し、確定申告で控除していた。父は他界して、当時の確定申告書の控えや保険料の領収書は無いが、3 か月分だけ保険料が納付されていないということはあり得ない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時学生だった申立人のために、国民年金の任意加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金に加入した昭和 45 年 3 月から、妻の保険料とともに、それぞれの 60 歳到達月の前月までの全ての期間の保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた以降は、申立期間の前後を含めて未納期間は無い上、申立人の父親は、申立期間前後に仕事や住所を変更をしておらず、生活状況に大きな変化は認められないこと、及び申立人の父親は保険料の納付意識が高いことを踏まえ、申立期間についても保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を30万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を29万3,000円及び申立期間③の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月18日
② 平成20年9月19日
③ 平成21年9月18日

私が代表取締役であったA社において、申立期間に支給された私の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）に当該賞与に係る賞与支払届を提出していなかった。同社は、誤りに気付き、平成23年10月31日に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録が厚生年金保険の給付額に反映されない記録となっているので、給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、i) 申立期間①にお

いて、30万円の賞与の支払いを受け、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、ii) 申立期間②において、30万円の賞与の支払いを受け、29万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、iii) 申立期間③において、30万円の賞与の支払いを受け、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

法人登記簿の記録により、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、自身が代表取締役であったことを認めているものの、申立人及び申立事業所の親会社であるB社の代表取締役の供述から判断すると、申立期間当時、申立事業所は親会社が100%出資する子会社であって、申立人の給与額の決定は親会社からの了承を得なければならないなど申立人は実質的には親会社の従業員と同様の立場であったと推認される。

また、申立人は、税や社会保険関係等の申請及び届出に係る書類の作成や会計処理を親会社に任せており、平成22年初めに他の従業員が「ねんきん定期便」で気付くまで申立期間の賞与支払届が漏れていたことを全く知らなかった旨主張しているところ、当時親会社で事務を担当していた者は申立人の主張を裏付ける内容を供述し、自身の事務手続が十分ではなかったことを認めていることを総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から判断して、申立期間①は30万円、申立期間②は29万3,000円、及び申立期間③は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が全ての申立期間当時に届出を行っていなかったとして賞与支払届を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年5月28日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月8日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年5月28日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月8日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年5月28日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月8日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年5月28日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月8日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年5月28日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月8日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年5月28日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月8日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月15日は18万7,000円、18年8月7日は15万9,000円、同年12月15日は17万7,000円、19年8月7日は15万2,000円、同年12月15日は18万円、20年8月7日は15万2,000円、同年12月15日は14万6,000円、21年8月7日は15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年8月7日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年8月7日
⑤ 平成19年12月15日
⑥ 平成20年8月7日
⑦ 平成20年12月15日
⑧ 平成21年8月7日

「ねんきん定期便」を確認したところ申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

全ての申立期間について、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間④、⑥及び⑦における賞与支払明細書並びにA社が提出した賞与支払一覧表により、申立人は、全ての申立期間について賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支払明細書及び賞与支払一覧表により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年12月15日は18万7,000円、18年8月7日は15万9,000円、同年12月15日は17万7,000円、19年8月7日は15万2,000円、同年12月15日は18万円、20年8月7日は15万2,000円、同年12月15日は14万6,000円、21年8月7日は15万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が全ての申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月15日は15万4,000円、18年8月7日は13万8,000円、同年12月15日及び19年8月7日は12万8,000円、同年12月15日は15万円、20年8月7日は12万8,000円、同年12月15日は12万3,000円、21年8月7日は12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年8月7日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年8月7日
⑤ 平成19年12月15日
⑥ 平成20年8月7日
⑦ 平成20年12月15日
⑧ 平成21年8月7日

「ねんきん定期便」を確認したところ申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

全ての申立期間について、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した全ての申立期間の賞与支払明細書及びA社が提出した賞与支払一覧表により、申立人は、全ての申立期間について賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき

記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支払明細書及び賞与支払一覧表により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年12月15日は15万4,000円、18年8月7日は13万8,000円、同年12月15日及び19年8月7日は12万8,000円、同年12月15日は15万円、20年8月7日は12万8,000円、同年12月15日は12万3,000円、21年8月7日は12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が全ての申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年5月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から8年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB健康保険組合の被保険者記録により、申立人は申立期間のうち平成7年11月30日から8年4月30日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、7年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、申立人を含む全ての被保険者について、喪失日は相違しているものの、同年5月2日付けで厚生年金保険の被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿により、平成8年5月2日においてA社は閉鎖されていないことが確認できる上、同日に同社で勤務していたとする複数の同僚の供述などから判断すると、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていた

と認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録及びB健康保険組合の被保険者記録から、8年5月1日であると認められる。

また、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、平成7年10月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

他方、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち平成8年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人がC社において勤務していたことは確認できるものの、A社における離職日は同年4月30日とされており、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことが確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは平成8年6月1日であり、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、C社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、事業主がオンライン記録どおりの資格取得日（平成8年6月1日）を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、同社は、「当時の賃金台帳は保存年限を超えているため、保管していないが、当社の厚生年金保険料の控除は当月控除であり、申立人の平成8年5月分の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から9年3月まで
平成9年7月頃、はがきを送られてきて、国民年金保険料に約2年間の未納があると書いてあったので、A郵便局でまとめて納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の平成7年6月及び同年7月の国民年金保険料を9年7月31日に過年度納付していることが、オンライン記録により確認できるものの、申立期間について過年度納付した形跡は見当たらない上、申立人の保険料の納付金額についての記憶は明確ではない。

また、オンライン記録から、申立人の基礎年金番号は、上記の国民年金保険料が納付された平成9年7月31日の直前の同年7月17日に払い出されていることが確認できるものの、申立人に別の基礎年金番号又は国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする時期は、平成9年1月1日に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月

勤務していた会社を平成5年8月上旬に退職後、同年9月下旬に次の会社に就職した。その際、同年8月分の国民年金保険料については、郵便局で支払ったが、年金事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険手帳記号番号を基に平成9年1月1日付けで付番されており、それ以前に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は、申立人の年金記録が同日以降に整理された際に未納期間として記録されたものであり、同年1月1日時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から57年3月までの期間、58年8月から59年3月までの期間、62年11月から平成3年5月までの期間及び5年12月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年5月から57年3月まで
② 昭和58年8月から59年3月まで
③ 昭和62年11月から平成3年5月まで
④ 平成5年12月から12年3月まで

私は、昭和45年頃から平成3年頃まで、原因不明の病気により、入退院を繰り返していた。申立期間①については、働くことができず、国民年金保険料を納付できなかったため、昭和46年5月頃にA市B区で国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続を行った。申立期間②については、C県D市で保険料を納付していたが、途中で納付が困難になったため、免除申請を行った。申立期間③については、会社を辞めた後直ちにE市役所で免除申請を行い、申立期間④については、第3号被保険者の資格を喪失したため、平成6年頃にB区役所に出向いて国民健康保険の加入手続を行うとともに国民年金の免除申請を行った。

以上のように、適切に免除申請手続を行ってきたにもかかわらず、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、当該期間より後の昭和58年5月19日に払い出されていることが確認でき、当該期間は、当時は国民年金に未加入であったため、制度上、保険料を申請免除することができない上、申立人が、当該期間当時、国民年金に加入した記録は確認できず、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、前述のとおり、申立人の記号番号は当該期間中に申立人が当時居住していたC県D市において昭和 58 年 5 月 19 日に払い出されており、D市の国民年金被保険者名簿によると、補記欄に「58/4 より支払うので地区集金願います」と記載があり、同年4月から同年7月までの4か月分の保険料納付の記録はあるものの、申立期間②の保険料に係る免除申請を行ったことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、オンライン記録においても、前述の被保険者名簿に記載されている納付済期間が記録されており、申立期間②直後の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料については、同年 7 月 31 日に免除申請されていることは確認できるものの、申立期間②については申請免除に係る記録が無い上、前述の被保険者名簿及びオンライン記録の年金記録には、不自然さをうかがわせる形跡が認められない。

3 申立期間③については、申立人は昭和 62 年 11 月に会社を退職した後、すぐにE市で免除申請を行ったと供述しているが、E市では、「平成 3 年頃まで被保険者名簿を作成していたが、申立人の被保険者名簿は作成されていない。」と回答している上、昭和 62 年 11 月 1 日の国民年金被保険者の資格取得に係る入力処理は、当該期間より後の平成 3 年 7 月 1 日に行われていることから、申立人は当該期間よりも後に国民年金への加入手続を行ったものと推認され、申立人の供述と符合しない。

4 申立期間④については、オンライン記録によると、当該期間直前の平成 5 年 12 月 1 日の第 3 号被保険者資格の喪失日に係る入力処理が、当該期間より後の 12 年 10 月 10 日に行われていることから、当該入力処理が行われるまで、当該期間は第 3 号被保険者期間として記録管理されていたものと考えられるため、申立人は、制度上、当該期間当時に免除申請を行うことはできなかったものと推認される。

また、オンライン記録によると、平成 13 年 4 月 16 日に過年度納付書が作成されていることから、申立期間④には保険料の未納期間があったものと考えられるため、免除期間としては記録管理されていなかったものと推察される。

5 このほかに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）が無く、ほかに保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 62 年 7 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月まで

妻は、私と結婚すると同時に、A市B区役所で夫婦二人の国民年金保険料の免除申請を行った。

その後も、妻が毎年免除申請手続きを行っていたので、夫婦の申立期間に係る免除申請は承認されているものと思っていた。

妻は、私の分も手続きしてきますと言って免除申請に出かけていたので、私の申立期間の保険料だけが免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間②より後の平成 2 年 5 月にC町で払い出されており、この時点では、申立期間①及び②の保険料に係る免除申請を行うことはできない上、申立人に対して、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成 3 年 7 月 12 日に過年度納付書が発行されていることから、申立期間②については、申請免除期間とされていなかったものと推認される。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金への加入手続及び年金手帳の交付に関する記憶が定かではなく、前述のとおり、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったため、免除申請することはできなかつたものと考えられ、一方、妻は、既に国民年金に加入していたため、申立期間の保険料に係る免除申請が承認されたものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（日記

等) が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年3月まで

私は、大学生だった頃に、父から「国民年金保険料を納付していたので憶えておくように。」と言われたことを記憶している。父又は母が、昭和46年10月以降に、私の国民年金の加入手続きを行い、過去に遡って保険料をまとめて納付し、それ以降は定期的に保険料を納付してくれていたものと推測する。

また、私の同僚で「国民年金保険料の納付記録無し」と言われていた人が、郵便局で保険料を納付した際の領収書が出てきたため、納付記録が訂正された事例もある。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父又は母が、昭和46年10月以降に、私の国民年金の加入手続きを行い、過去に遡って国民年金保険料をまとめて納付し、それ以降、定期的に保険料を納付してくれていたものと推測する。」と申し立てているが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が居住するA県B市においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された事跡は見当たらないことから、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は確認できない。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に厚生年金保険記号番号が付番されており、その時点においても、当該基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親からは当時の加入手続及び保険料納付について聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は「領収書が見つかったため、納付記録の訂正が認められた同僚がいる。」と説明しているが、その同僚は、記録訂正に係る記憶が定かではないと説明しており、オンライン記録によると、記録訂正を行った事跡は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年9月までの期間及び47年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月から43年9月まで
② 昭和47年5月から同年11月まで

申立期間当時、実家はA業を営んでおり、父が会計管理を全て行っていた。父は私と姉に対して年金に加入する大切さを語り、私たち姉妹の申立期間の国民年金保険料を自宅に来る集金人を通じて納付してくれた。申立期間①については、当時同居していた姉の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされている。申立期間②については、姉は既に結婚して実家を出ていたが、私の保険料は、父が引き続き納付してくれた。

申立期間の保険料を父が代わりに納付してくれたのは間違いないのに、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと供述するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和50年1月にB町で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出された記録は無い上、B町の国民年金被保険者名簿によると、初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は申立期間より後の48年4月1日と記載されていることから、申立期間はいずれも未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父親から当時の加入手続き等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年8月及び同年9月

私は、勤めていた会社の平成3年8月分の給料から社会保険料を控除されないようにと考え、同年8月30日に会社を退職した。同年10月からは別の会社に就職することが決まっていたので、同年9月分の国民年金保険料だけを納付するため、A社会保険事務所（当時）に出向いたところ、同年8月及び同年9月の2か月分の保険料を納付する必要があると分かって驚いた。

その際、妻が、自身の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行うとともに、私の保険料と合わせて夫婦の各2か月分の保険料を納付してくれた。

妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、社会保険事務所に持参したとする年金手帳には、厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、国民年金手帳記号番号の記載が無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号を払い出した記録も無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、会社退職後、申立人の妻が、すぐに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、その際、妻の国民年金被保険者に係る種別変更手続を行うとともに、夫婦二人分の保険料2か月分を納付したと供述するが、オンライン記録によると、申立期間に係る妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続については、その入力処理日が申立期間よりも後の平成4年

10月12日となっていることが確認できる上、申立期間に係る妻の保険料は、同年5月以降に遡って過年度納付されていることが確認できるため、妻の種別変更手続も同年5月以降に行われたものと推認され、申立人の供述と符合しない。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで
② 昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、全ての申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額よりも低い金額で記録されている。

事業主は、住宅手当及び通勤手当を含めずに標準報酬月額を届け出たと考えられるので、全ての申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間①、申立期間②のうち昭和 58 年 5 月から同年 9 月までの期間、及び申立期間③のうち平成 2 年 5 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与所得の源泉徴収票、市県民税特別徴収税額通知書、資格・給与通知書、給与通知書、支給年月が昭和 59 年 12 月及び 62 年 5 月の給与支給明細書等により算出される報酬月額に見合う標準報酬月額が、A社及び同社B営業所に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額を上回ることが推認できる。

しかしながら、前述の源泉徴収票及び市県民税特別徴収税額通知書から算出される厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額、前述の被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額と同額であることが認められる。

また、申立期間②のうち昭和57年5月から58年4月までの期間、及び申立期間③のうち62年9月から平成2年4月までの期間の標準報酬月額については、当該期間に係る前述の給与所得の源泉徴収票等から算出される報酬月額に見合う標準報酬月額が、前述の被保険者名簿等により確認できる申立人の標準報酬月額と同額又は低い額であることが認められる。

さらに、前述の被保険者名簿及びオンライン記録からは、全ての申立期間に係る記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 28 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、両申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は昭和 29 年にA社に入社し、34 年 10 月末に退社するまで同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間①当時に雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚二人が、「申立期間①当時、申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間①当時の関係資料は保管していない。」と回答している上、当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和 31 年 2 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿の「備考」欄には、申立人が昭和 31 年 2 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所（当時）に健康保険被保険者証を返納したことを示す「証回収済」の記載が

確認できる上、33年8月1日にA社において新たな健康保険の整理番号で同被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿によれば、申立人が昭和29年8月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号と、33年8月1日に同社において再度同資格を取得した際と同記号番号は、相違していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の記録が確認できる7人の従業員についても、申立人と同一期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員の全ての勤務期間について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

- 2 申立期間②については、前述の被保険者名簿において昭和33年8月1日から35年3月31日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人が、「申立人は私が退職する少し前に退職した記憶がある。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が33年12月以降においても同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間②当時の関係資料は保管していない。」と回答している上、当時の事業主は死亡しており、前述の被保険者名簿により申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、前述の同僚を除くいずれからも供述が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立人と同日の昭和33年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚について、「当該同僚は事務を担当しており、その同僚に退職に関する手続をしてもらい、私の方が先に退職した記憶がある。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員の全ての勤務期間について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4409（事案 1390、2414 及び 3691 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 23 日から 59 年 5 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A事業所に勤務していた期間の記録が無いとの回答を得た。

A事業所に勤務していたのは間違いないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取った。その後、新たな資料として、昭和 58 年にクレジット会社に借入れの申込みをした時に、勤務先として申立事業所を記載した書類を提出し、再申立てを行ったところ、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、再度、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取ったが、同通知についても納得できなかった。

前回の申立てにおいては、政府は年金に関して、どんな形でも助けると公言していたこともあり、申立期間において事務全般を担当していた同僚から入手した厚生年金保険料を控除していたとする証明書を新たな資料として提出し、再申立てを行ったところ、再度、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取ったが、どうしても納得できない。

今回は、申立期間当時に婚姻していた私の前妻から入手した給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証明書、源泉徴収票等を新たな資料として提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所においては、申立期間当時、申立人及び申立人が記憶する同僚の供述による従業員数は 18 人から 20 人であ

るところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者数は6人であることから判断すると、全ての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 適用事業所名簿によると、申立事業所は、昭和56年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立内容を確認できない上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たに昭和58年にクレジット会社に対し借入れの申込みをしたときに、勤務先としてA事業所を記載した書類を提出し、この申込書類により、申立期間当時、間違いなくA事業所に勤務していたと申し立てているが、当該書類からは、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人は、新たに申立期間当時に事務全般を担当していたとする同僚の証明書（申立期間の全てにおいて、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の記載があるもの）を提出し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は申立期間の一部しか確認できず、当該同僚に聴取した結果、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとする記憶も明確ではないことから、当該証明書からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再々々申立てに際し、申立期間当時に婚姻していたとする申立人の前妻が、申立期間の全てにおいて、申立人は、厚生年金保険料が控除された給与明細をもらっていたことを証明する旨を記載した書面を提出し、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているものの、当該前妻に聴取した結果、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする記憶も明確ではなく、ほかに厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料も無いことから、当該証明書をもって申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとまでは確認できない。

また、申立人が提出した源泉徴収票（昭和56年及び58年）及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書（昭和58年度）から、当該資料に記載されている社会保険料の控除額は、給与の支給額に見合う標準報酬月額から算出される

厚生年金保険料の額と符合しない上、当該控除額は、A事業所が申立期間当時に加入していたB国民健康保険組合の保険料額と雇用保険料額を合算した額に近似していることなどから判断すると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは推認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、新たに提出された資料が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月から同年 7 月まで

私は、平成 3 年 5 月から同年 7 月まで A 社に在籍し厚生年金保険に加入していたが、年金事務所の記録では申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、オンライン記録から A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び当該事業所における勤務内容に関する申立人の詳細な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、B 市の記録により、申立人は、申立期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、A 社は、「平成 14 年以前の資料は残っていないが、当時、入社後 3 か月間は、試用期間として社会保険への加入手続はしていなかった。」と回答している。

加えて、オンライン記録から、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 44 年 5 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成 3 年 12 月 1 日から 4 年 8 月 20 日まで

私は、昭和 43 年*月に私の長女が生まれた後、同年 10 月頃から 45 年 3 月頃までの期間において、A事業所で勤務したが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 5 月 31 日までの期間において、B市立のC事業所に勤務したが、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和 43 年*月に私の長女が生まれた後、43 年 10 月頃からA事業所で勤務していた。」と供述しているところ、A事業所に勤務していた当時に撮影したとして申立人が提出した写真から判断すると、申立人は、申立期間のうち少なくとも昭和 44 年 3 月頃には、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、D業務の補助的立場で仕事をしていたと記憶している。」と供述し、他の同僚は、「当時、A事業所が出来て間もない頃で、職員は6人か7人いたが、毎晩 21 時から 22 時頃まで勤務していた。正規雇用の職員であれば職員会議に参加していたはずなので憶えていると思うが、申立人が当該会議に参

加していたことは憶^{おぼ}えていない。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間①当時、正規雇用の職員ではなく補助的な業務に従事していたことがうかがえる。

また、当時の事業主から申立人の厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができない上、申立事業所は、「申立人に関する資料が無く、厚生年金保険料の控除等について確認できる資料がない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚9人が、申立人と同じ昭和44年5月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、複数の同僚は、同日以前から勤務していたと供述していることなどから判断すると、申立事業所では、必ずしも雇入れと同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、厚生年金保険料の控除に係る申立人の記憶は明確ではない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「A事業所を退職後、再就職するまでの数か月間は勤務していなかった。」と供述しているところ、申立人の再就職先であるE事業所に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人の資格取得日は、申立期間②の終期である昭和45年4月1日となっていることが確認できる上、前述の二人の同僚から、申立人が申立期間②において勤務していたことを推認できる供述は得られない。

また、前述のとおり、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の控除に係る申立人の記憶は明確ではない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「平成3年12月からB市立のC事業所で勤務していた。」と供述しているところ、B市が提出した臨職任用台帳から、申立人は、申立期間③の一部を含む平成4年1月8日から同市に雇用され、当該期間のうち、4年1月27日から5年5月31日までの期間において、C事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、当該事業所は、平成4年4月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、B市は、「市の運用規定により任用期間が2か月以内の短期雇用の臨時的任用職員は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、前述の臨職任用台帳において申立人の任用期間は、4年1月27日から同年3月31日までの期間、同年4月1日から同年5月6日までの期間、同年5月7日から同年7月6日までの期間、及び同年7月8日から8月19日までの期間と、それぞれ2か月以内の短期雇用となっていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間③において、申立人は国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4412 (事案 1567、2054、3231 及び 3232 の再申立て)

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで
② 昭和 54 年 3 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していること、及び申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことについて、3 度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

申立期間①について、当時、給与支給額は 35 万円から 40 万円あり、給与から約 2 万 8,000 円から 3 万数千円の厚生年金保険料が控除されていたと記憶している上、昭和 56 年に家を新築した際に住宅融資を受けることができたのはそれだけの所得があったからである。申立期間②について、A 社に入社してから昭和 55 年 3 月 1 日に転職するまで約 6 年間勤務しており、当該期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いない。

今回、前回の申立て時まで提出した昭和 54 年 1 月 * 日付けの表彰状、平成 5 年 4 月 * 日付けの被保険者住宅資金に係る領収書 (以下「領収書」という。) 等の資料を改めて提出するので、これまでに名前を挙げた当時の同僚に聴取するなど再度調査の上、申立期間①における標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できないこと、ii) 前述の被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえないこと、iii) B社では申立人に係る関連資料を保存していないと回答していること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚及び事業主からは、申立人の厚生年金保険料の控除等に係る供述を得られないこと、v) 申立人が提出した昭和56年5月*日に建築した自宅の写真及び登記簿謄本等の資料からは申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できないことなどを理由として、平成21年11月18日付け、22年4月30日付け、及び23年1月27日付けで、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間②については、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年3月1日となっており、同年3月6日付けで受け付けられていることが確認できること、ii) 申立期間②における申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) B社では申立人に係る関連資料を保存していないと回答していること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚及び事業主からは、申立人の厚生年金保険料の控除等に係る供述を得られないこと、v) オンライン記録によれば、申立人は同年3月1日に国民年金被保険者の資格を取得し、同年3月分の国民年金保険料を納付していること、vi) 申立人が提出した表彰状、登記簿謄本等の資料からは、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できないことなどを理由として、平成21年11月18日付け、22年4月30日付け、及び23年1月27日付けで、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2 今回、申立期間①について、申立人は、当該期間における給与支給額は35万円から40万円あり、給与から約2万8,000円から3万数千円の厚生年金保険料が控除されていたと記憶しており、昭和56年に家を新築した際に住宅融資を受けることができたのはそれだけの所得があったからであると主張しており、これまでも提出された表彰状、領収書等の資料を改めて提出し、これまでに名前を挙げた当時の同僚に聴取するなど再度調査の上、申立期間①における標準報酬月額を訂正してほしいとして再度申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①当時、厚生年金保険の標準報酬月額の最高額に

基づく厚生年金保険料額の被保険者負担分は、当該期間のうち、昭和 49 年 6 月から 51 年 7 月までは 7,600 円、同年 8 月から 54 年 2 月までは 1 万 4,560 円であり、申立人の主張する厚生年金保険料の控除額とは符合しない。

また、申立人が改めて提出した領収書及び申立人がこれまでに提出した厚生年金保険の被保険者である従業員に住宅を取得させるための転貸資金に係る証書で確認できる融資について、C 事業団（当時）の事業を承継している独立行政法人 D 機構（以下「D 機構」という。）に再度照会しても、D 機構は、領収書の内容は証書で確認できる融資（平成 3 年度に融資を決定）に係るものであるが、当該融資の際、厚生年金保険の標準報酬月額が融資の条件となっていない旨これまでと同様の回答をしている。

さらに、申立人が昭和 56 年 5 月 * 日に家を新築したことが確認できるとして提出した登記簿謄本に抵当権者として記載されている E 公庫（現在は、独立行政法人 F 機構）における融資について、独立行政法人 F 機構 G 支店（以下「F 機構 G 支店」という。）は、申立人が融資を受けていたことは確認できるものの、厚生年金保険の被保険者期間及び標準報酬月額は融資の条件にはなっていない旨回答している。

加えて、前述の D 機構及び F 機構 G 支店は、申立人の厚生年金保険料の控除に係る関連資料等は保管していない旨回答していることから、申立期間①における申立人の厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

また、申立人が改めて提出した表彰状について、申立人が名前を挙げた同僚を含め、これまでに聴取した同僚及び今回新たに聴取できた複数の同僚は、「申立人は営業成績が良かったので、給与支給額は多かったと思う。」と供述しているものの、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除額に係る供述を得ることができない。

- 3 今回、申立期間②について、申立人は、A 社に入社してから昭和 55 年 3 月 1 日に転職するまで約 6 年間勤務しており、当該期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張した上で、前回の申立て時までに提出した表彰状、領収書等の資料を改めて提出し、これまでに名前を挙げた当時の同僚に聴取するなど再度調査の上、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人が改めて提出した表彰状は昭和 54 年 1 月 * 日付けとなっており、申立期間②より前の期間に係るものである。

また、申立人が改めて提出した領収書及び申立人がこれまでに提出した証書で確認できる融資について、D 機構に再度照会しても、D 機構は、領収書の内容は証書で確認できる融資（平成 3 年度に融資を決定）に係るものであり、申立人の厚生年金保険の被保険者期間が確認できる関連資料は保管していないが、当該融資の際、C 事業団から社会保険庁（当時）に、融資の申込

者に係る被保険者期間については照会し確認していた旨これまでと同様の回答をしていることから、改めてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が遡って訂正されたなどの不自然な形跡は見当たらない。

さらに、前述の登記簿謄本に抵当権者として記載されているE公庫における融資について、F機構G支店は、申立人が融資を受けていたことは確認できるものの、厚生年金保険の被保険者期間及び標準報酬月額が融資の条件にはなっていない旨回答している。

加えて、前述のD機構及びF機構G支店は、申立人の厚生年金保険料の控除に係る関連資料等は保管していない旨回答していることから、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、申立人は申立期間②における厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶していると主張しているものの、申立人が名前を挙げた同僚等を含め、これまでに聴取した同僚及び今回新たに聴取できた同僚からは、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない。

4 年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正の要否を判断することとしているが、特例法に基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険庁に納付したことが明らかでない場合である。

しかしながら、申立期間①における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除、及び申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、B事業所は、「申立期間当時の賃金台帳は保管していないが、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答しているところ、同事業所が保管する申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、申立期間当時、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額（13万4,000円）を社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間の給与については、入社時から退職するまで昇給も減給も無く、毎月約 20 万円で変動しなかったが、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円で記録されている。

当時、B市にあったA社本社で被災したが、その際、同社の社長から、震災関係の補助金を申請したことによって、給与は今までどおり支給できるので心配ない旨説明を受けた記憶があり、実際に給与は遅滞なく減額されることも無く支給されて感謝していた。

申立期間の標準報酬月額を実際に支給された給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、標準報酬月額が 9 万 2,000 円で記録されているが、A社に在籍中の給与額は、入社時から退職時まで約 20 万円で変動しなかった旨主張しているところ、C銀行D支店が保管する、申立人に係る預金取引明細照会により、申立期間のうち平成 7 年 2 月から同年 8 月までの期間の各月において、申立事業所から同銀行の申立人に係る預金取引口座宛てに 22 万円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A社は平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における厚生年金保険料の控除状況等について確認できない。

また、オンライン記録によると、平成 7 年 2 月 1 日時点における申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 8 人のうち、申立人と同様に標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられている被保険者が 5 人確認でき

る。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間のうち平成7年2月8日から同年5月11日までの期間において、災害における災害休業退職に伴う雇用保険の基本手当を受給していることが確認でき、前述の5人のうち2人は、災害後に雇用保険の基本手当を受給していた旨供述していることなどから判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により継続して控除されていた事情はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認めることはできない。